

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし  
二

○埼玉県消費者行政活性化基金条例  
二

○埼玉県妊婦健康診査支援基金条例  
三

○埼玉県ふると雇用再生基金条例  
三

○埼玉県緊急雇用創出基金条例  
四

○埼玉県防犯のまちづくり推進条例  
四

○特定非営利活動法人の設立に係る公告  
五

○埼玉県職員住宅維持管理業務に関する入札公告  
五

○埼玉県立川越工業高等学校における電子計算組織の購入に関する落札者の公示  
六

○特定非営利活動法人の設立に係る公告  
七

○防災行政無線施設保守点検業務委託に関する入札公告  
七

○衛生通信ネットワーク施設保守点検業務委託に関する入札公告  
七

○埼玉県防災情報システム保守管理業務に関する入札公告  
八

○防災行政無線補助業務・情報収集伝達業務に関する入札公告  
一〇

○埼玉県防災情報メール運営業務に関する入札公告  
一一

○防災気象情報提供業務に関する入札公告  
一二

○蓮田都市計画特別緑地保全地区の決定  
一四

○身障・療育手帳交付システムに係るデータ作成業務委託に関する入札公告  
一六

る入札公告

○平成二十一年度リフト付きバス「おぞら号」の運行業務委託に関する入札公告  
一六

○障害者社会参加推進室  
一八

○公益事業における争議行為の予告  
一九

○狭山市営土地改良事業笹井地区(基盤整備促進事業)の計画変更の同意  
二二

○元荒川上流土地改良区の役員退任届  
二二

○家畜伝染病予防法第五条に基づく検査の実施  
二二

○手子林第三土地改良区の定款変更認可  
二二

○小島土地改良区の定款変更認可  
二二

○測量法に基づく公共測量の実施  
二二

○土砂災害警戒区域等の指定  
二二

○人間都市計画道路の変更  
二二

○人間都市計画用途地域の変更  
二二

○新座都市計画道路の変更  
二二

○新座都市計画用途地域の変更  
二二

○和光都市計画道路の変更  
二二

○和光都市計画用途地域の変更  
二五

○川越都市計画道路の変更  
二五

○蕨都市計画道路の変更  
二五

○上尾都市計画道路の変更  
二五

○鴻巣都市計画用途地域の変更  
二六

○越谷都市計画用途地域の変更  
二六

○春日部都市計画用途地域の変更  
二六

○和光都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧  
二六

○越生町西和田・河原山土地区画整理事業の事業計画の変更認可  
二六

○草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更(第四回)に係る事項の公告  
二六

○寄居都市計画下水道の変更  
二六

○川越都市計画下水道の変更  
二六

○東松山都市計画下水道の変更  
二七

○都市計画区域のうち用途地域の

中伊古	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。
金光地	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。
下組	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第三百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、入間都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、入間

都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光

都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蕨都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

埼玉県知事 上田清司